

高校生奨学事業に関する規程

(平成 22 年 4 月 1 日付施行、平成 23 年 4 月一部改定、平成 26 年 2 月一部改定、平成 28 年 2 月一部改定、平成 29 年 2 月 4 日一部改定、平成 30 年 5 月 20 日一部改定、令和 2 年 11 月 14 日一部改定)

第 1 条(目的) この事業は、高校生が高校生活を送るための経済的な支援をすることをねらいとして公益財団法人全国商業高等学校協会(以下、「本協会」)が、実施するものである。

第 2 条(奨学生の資格) 本協会の奨学生となる者は、全国商業高等学校長協会会員校に在学し、教科「商業」の科目を履修する者のうち、各都道府県連絡理事校長の推薦する次の各号すべてに該当する者より選考する。

- 1 人物・学業共に優れ、在籍高等学校長の推薦があること。
- 2 推薦人数が、別に定める規定の範囲であること。

第 3 条(奨学金の金額) 奨学金の額は、年額 ¥50,000 とする。

第 4 条(願書の提出) 奨学生志望者は在籍高等学校長及び各都道府県の連絡理事校長を経て、次の各項に定める書類を理事長あてに提出する。

第 1 項と第 2 項及び第 3 項については本協会所定の用紙とする。

- 1 奨学生願書
- 2 在籍高等学校長の推薦書
- 3 連絡理事校長の推薦書
- 4 保護者の所得証明書
- 5 その他本協会が特に提出を求めたもの

第 5 条(奨学生の決定) 奨学生の決定は、奨学事業選考委員会が原案を作成し、理事会の議を経て、理事長が決定する。その結果は、連絡理事校長を経て在籍高等学校長に通知する。また、在籍高等学校長は本人に通知する。

第 6 条(誓約書の提出) 決定通知を受けた奨学生は、本協会所定の誓約書を在籍高等学校長及び連絡理事校長を経て、指定の提出日までに理事長へ提出する。

第 7 条(奨学金の給付) 奨学金は毎年 6 月に給付する。奨学金の給付は、直接本人(保護者)に対して行い、返還の義務は無いものとする。

ただし、奨学生が次の一に該当するときは、奨学金を返還することとする。

- 1 修学の見込みがないとき。
- 2 奨学金の使途が適当でないとき。

第 8 条(届出義務) 奨学生は次の各号の一に該当するときは、直ちに理事長へ届け出る。

- 1 休学、復学、転学、転籍、転科または退学したとき。
- 2 本人及び家族の住所、その他重要な事項に変動のあったとき。
- 3 その他、本協会が本人に対して、届出、または報告を求めたとき。

第 9 条(施行細則) この規程の実施について必要な細則は、理事会の審議を経て、理事長が決定する。

施行細則

第 1 条 願書受付期間及び決定時期について(規程第 4 条・第 5 条)

願書受付期間 4 月 1 日～4 月 15 日
本協会への推薦期日 4 月 30 日
決定時期 5 月下旬

第 2 条 奨学生の資格について(規程第 2 条)

本協会の奨学生となる者は、公立、私立を問わず、全国商業高等学校長協会会員校に在学し、教科「商業」の科目を履修する者であり、成績が優れ、性行に問題が無く、経済的に困難(申し込み基準による)であること。

第 3 条 奨学事業選考委員会(規程第 5 条)

奨学事業選考委員会は毎年度 5 月上旬に開催する。委員は総務部長・総務部副部長・経理部長・経理部副部長及び事務局長とし、推薦のあった奨学生志望者について、選考する。

第 4 条 奨学生の決定について(規程第 5 条)

応募人員は推薦枠数一覧表の範囲とし、次の諸条件を考慮して総合的に判断し決定する。

- 1 原則として 1 校 1 名とする。
- 2 過去に本協会の奨学金受給者でも可とする。
- 3 他の奨学金受給者も可とする。
- 4 原則として年齢が 30 歳未満とする。

第 5 条 誓約書について(規程第 6 条)

誓約書は、本協会所定の用紙によるものとし、奨学金給付のための金融機関確認印を押印したものである。

第 6 条 奨学金の給付について(規程第 7 条)

奨学金は毎年 6 月に本協会から本人(保護者)の指定した金融機関に振り込むこととする。ただし、特別の事情があるときは、理事会の審議を経て、理事長が決定する。